

# 告示

## 埼玉県告示第九百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項		変更前	変更後
	名称	所在地		
訪問看護ステーションかしの木	訪問看護ステーションかしの木	所在地	ケアステーションかしの木 草加市草加四―五―一 レジデンスミュージー	訪問看護ステーションかしの木 草加市草加一―八―一三
ひだかK&F訪問看護ステーション	所在地	所在地	日高市高萩六四六―一	日高市高萩六一五―八

### 二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	所在地	名称		
原 高広	所在地	名称	はなまる訪問鍼灸マッサージ 東京都葛飾区東新小岩四―二四―一 ○奈良橋コーポ二〇五	ともしび鍼灸院 千葉県松戸市常盤平五―一―二―一五 チェリービーンズ一〇一